

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|------------------------------------|-------------|
| ◎ 告 示 | 所管課(室)名 |
| ・ 区画漁業の免許(3件) | 漁業振興課 |
| ・ 道路の区域変更 | 道路維持課 |
| ・ 道路の供用開始(2件) | 〃 |
| ◎ 公 告 | |
| ・ 落札者等 | 総合水産試験場 |
| ・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件) | 漁業振興課 |
| ◎ 公安委員会告示 | |
| ・ 機械警備業務管理者講習の実施 | 生活環境課 |
| ・ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 〃 |
| ◎ 五島海区漁業調整委員会指示 | |
| ・ 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限 | 五島海区漁業調整委員会 |
| ◎ 雑 報 | |
| ・ 一般競争入札の実施 | 長崎県公立大学法人 |

告 示

長崎県告示第579号

令和4年9月3日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

| | |
|-------------------------|------------|
| 1 長崎県北部海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第391号 |
| 2 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 3 漁業権に関する事項 | |
| (1) 免許番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------------------------|-------------------|--------------------------------|---|---|---|---|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|------------|--------|
| 免許 番号 | 漁業権者 | | 漁場の 位置 | 漁 場 の 区 域 | | | 漁業種類 及び漁業 の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権 又は団体漁 業権の別 | 関係地区 | 条 件 |
| | 住所 | 氏名 又は名称 | | 区 域 | 基 点 | 点 | | | | | | |
| 北区 第1144号 | 長崎県平 戸市大島 村的山川 内330番 3 | 大島村漁 業協同組 合 | 長崎県 平戸市 大島村 的山崎 地先 | 次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域 | 1 平戸市大島村的山曲 鼻東端 2 同市同村的山漁協支 所裏防波堤標識(旧 防波堤先端) 3 同市同村的山板浦流 王鼻標識 | イ 1と2を結ぶ直線上 1から200メートルの ところ ロ 1と2を結ぶ直線上 1から925メートルの ところ ハ 3から25度 760メートルのところ ニ 3から25度 35メートルのところ | 第1種魚 類小割式 養殖業 (くろま ぐろを除 く) | 1月1日 から 12月31日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 平戸市 大島村 | |

長崎県告示第580号

令和4年9月3日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- | | | |
|-----|--------------------|------------|
| 1 | 五島海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第392号 |
| 2 | 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 3 | 漁業権に関する事項 | |
| (1) | 免許番号 | 別表のとおり |
| (2) | 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) | 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) | 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) | 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) | 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) | 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) | 条件 | 別表のとおり |

| 免許 番号 | 漁業権者 | | 漁場の 位置 | 漁 場 の 区 域 | | 漁業種類 及び漁業 の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権 又は団体漁 業権の別 | 関係地区 | 条 件 |
|--------------|---|---------------------|--|---|---|---|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|-----|
| | 住所 | 氏名 又は名称 | | 区 域 | 基 点 | | | | | | |
| 五区 第545号 | 長崎県南 松浦郡新 上五島町 若 松 郷 136番 地 34 | 若松町中 央漁業協 同組合 | 長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 大地 地先 | 次の1、2の各 点を順次結ん だ各直線と最高 大潮時海岸線に よって囲まれた 区域 | 1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷大地口ノ浦 境界標識 2 同郡同町同郷向石南 境界標識 | 第1種藻 類養殖業 | 9月1日 から 6月30日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く) | |
| 五区 第1120号 | 長崎県南 松浦郡新 上五島町 若 松 郷 136番 地 34 | 若松町中 央漁業協 同組合 | 長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 大地 地先 | 次のイ、ロ、 ハ、2、3、 4、5の各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域 | 1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷白浜鼻築堤 大岩標識 2 同郡同町同郷口ノ浦 白濱境界標識 3 同郡同町同郷大地口 ノ浦境界標識 4 同郡同町同郷向石大 地境界標識 5 同郡同町同郷釜蓋瀬 南岩標識 | 第1種魚 類小割式 養殖業 (くろま ぐろを除 く) | 1月1日 から 12月31日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く) | |

| 免許番号 | 漁業権者 | | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | 漁業種類及び漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|------------------------|-------------|------------------------|-------------------------------------|---|----------------|-----------------------|-------|---|---|----|
| | 住所 | 氏名又は名称 | | 区域 | 基点 | | | | | | |
| 五区第1510号 | 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34 | 若松町中央漁業協同組合 | 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小河原地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 | 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小河口側防波堤東端標識 2 同郡同町同郷大平漁港東橋大岩標識 | 第1種くろまぐろ小割式養殖業 | 令和4年9月3日から令和5年8月31日まで | 団体漁業権 | 南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く) | 1. 漁業権は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを養殖する書面を当該漁業営業者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。 ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,888平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区域で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の尾数は、32,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 | |

| 免許 番号 | 漁業権者 | | 漁場の 位置 | 漁 場 の 区 域 | | | 漁業種類 及び漁業 の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権 又は団体漁 業権の別 | 関係地区 | 条 件 |
|--------------|---|---------------------|--|---|---|--|---|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|-----|
| | 住所 | 氏名 又は名称 | | 区 域 | 基 点 | 点 | | | | | | |
| 五区 第1511号 | 長崎県南 松浦郡新 上五島町 若 松 郷 136番 地 34 | 若松町中 央漁業協 同組合 | 長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 カズラ島 東側 地先 | 次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域 | 1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷カズラ島北 東標識 2 同郡同町同郷カズラ 島東側入江中央標識 | イ 1 から60度 20メートルのところ ロ 1 から60度 75メートルのところ ハ 2 から39度 195メートルのところ ニ 2 から32度 145メートルのところ | 第1種魚 類小割式 養殖業 (くろま ぐろを除 く) | 1月1日 から 12月31日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く) | |
| 五区 第1512号 | 長崎県南 松浦郡新 上五島町 若 松 郷 136番 地 34 | 若松町中 央漁業協 同組合 | 長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 瀬戸 地先 | 次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域 | 1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷瀬戸道路擁 壁北側標識 2 同郡同町同郷瀬戸道 路擁壁南側標識 | イ 1 から244度 50メートルのところ ロ 2 から244度 50メートルのところ ハ 2 から244度 135メートルのところ ニ 1 から244度 135メートルのところ | 第1種魚 類小割式 養殖業 (くろま ぐろを除 く) | 1月1日 から 12月31日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く) | |

長崎県告示第581号

令和4年9月3日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 対馬海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第393号 |
| 2 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 3 漁業権に関する事項 | |
| (1) 免許番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

| 免許 番号 | 漁業権者 | | 漁場の 位置 | 漁 場 の 区 域 | | 漁業種類 及び漁業 の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権 又は団体漁 業権の別 | 関係地区 | 条 件 |
|--------------|--------------------------------------|--------------------|---|---|--|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|-------------------|--|
| | 住所 | 氏名 又は名称 | | 区 域 | 基 点 | | | | | | |
| 対区 第1095号 | 長崎県対 馬市美津 島町久須 保711番 地10 | 美津島町 漁業協同 組合 | 長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波 堤 地先 | 次のイ、ロ、 ハ、ニ、ホの各 点を順次結んで イに至る各直線 によって囲まれ た区域 | 1 対馬市美津島町尾崎 尾崎船揚場東岸護 岸標識（護岸南端か ら北方護岸沿いに35 メートルのところ） 2 同市同町尾崎土寄崎 東岸A標識（北端か ら南方海岸沿いに75 メートルのところ） | 第1種く ろまぐろ 小割式養 殖業 | 1月1日 から 12月31日 まで | 令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで | 団体漁業 権 | 対馬市 美津島町 尾崎 | 1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くろまぐろを養殖用種 苗とし、これを監視 する書面を当該漁業 権者に提出させ、 これを反した場合は、 その者の行使を停止さ せなければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る生簀は、直径4メー トルの円形生簀3台、 直径30メートルの円形生 簀4台、直径5メー トルの円形生簀1台、直径20 メートルの円形生簀10 台、直径15メートルの円 形生簀7台、15メー トルの円形生簀 ×15メートルの円形生簀 3台の規模を超えては ならない。ただし、経 営上必要な場合は、生 簀の総面積が4,500平方 メートルを超えない範 囲内で、生簀の形状、 規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る 区域で漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 法尻数は、7,88尾 を超えてはならない。 4. 人工種苗を苗込ん ではならない。ただ し、天然種苗が確保で きず、かつ、経営に支 障が出る等のやむを得 ない理由があり、生簀 によって天然種苗と明 確に区別できると判断 され、知事が認められ た場合はこの限りではない。 |

長崎県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局管理・用地課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 福江富江線

道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 五島市富江町田尾字橋向1397番25地先から 五島市富江町田尾字橋向1399番1地先まで | 前 | 13.5~23.2 | 88.2 | |
| | 後 | 21.7~41.7 | 88.2 | |

長崎県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|---|----------|
| 主要地方道 福江富江線 | 五島市富江町田尾字橋向1397番25地先から 五島市富江町田尾字橋向1394番1地先まで | 令和4年9月6日 |

長崎県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|----------|
| 一般国道 389号 | 雲仙市小浜町雲仙小浜温泉岳国有林109林班は小班から 雲仙市小浜町雲仙小浜温泉岳国有林109林班は小班まで | 令和4年9月6日 |

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称
漁業調査船（鶴丸）中間検査及び補修工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県総合水産試験場管理部総務課
〒851-2213 長崎市多以良町1551-4
電話095-850-6293

- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年8月3日
- 5 落札者
長崎県佐世保市干尽町6番地の3
前畑造船株式会社 代表取締役 北村 與一郎
- 6 落札価格
42,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和4年6月21日
- 8 落札方式
最低価格

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県佐世保市宮津町1179番地
浦 藤吉
長崎県佐世保市南風崎町2839番地
山口 信広
 - (2) 加入区
佐世保市南部加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
佐世保市南部漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県佐世保市宮津町1195番地
佐世保市南部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市木ヶ津町894番地3
浜崎 一也

- 長崎県平戸市木ヶ津町1147番地1
西田 栄益
- (2) 加入区
紐差加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
志々伎漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県平戸市志々伎町1460番地7
志々伎漁業協同組合

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する講習規則第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月6日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 実施期日
令和4年10月25日（火）から同月27日（木）までの3日間
- 2 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 3 受講定員
10人
- 4 受講申込手続
- (1) 申込期間
令和4年9月12日（月）から同月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。
- (2) 申込場所
次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係
- (3) 提出書類
受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- 5 講習手数料及び納付方法
- (1) 講習手数料
39,000円
- (2) 納付方法
受講申込時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2-21-211

7 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。

(2) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了検査終了後、即日本人に対して行う。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第41号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月6日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

(1) 新規取得講習

令和4年11月7日（月）から同月11日（金）までの5日間

(2) 追加取得講習

令和4年11月10日（木）及び同月11日（金）の2日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号

長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

15人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和4年9月20日（火）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)の a から e までに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

(2) 納付方法

受講申込時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。

(2) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

五島海区漁業調整委員会指示

令和4年五島海区漁業調整委員会指示第2号

五島海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月6日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

1. 採捕区域の制限内容

(1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

(2) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

ただし、次表の左欄に掲げる区域において、それぞれ中欄に掲げる共同漁業権の関係地区に住所を有し、右欄に掲げる期間に、総トン数5トン以上10トン未満の動力船を使用してつりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、あらかじめ五島海区漁業調整委員会へ届け出なければならない。その取扱いは、別記「つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領」によるものとする。

| 区域（共同漁業権） | 関係地区 | 期間 |
|-----------|-----------------------------------|-------------|
| 五共第17号 | 長崎県南松浦郡新上五島町有福郷、日島郷、漁生浦郷、榑ノ浦郷、間伏郷 | 1月1日～12月31日 |
| 五共第23号 | 長崎県五島市長手町、上崎山町、向町、下崎山町 | |
| 五共第24号 | 長崎県五島市小泊町、浜町、増田町、野々切町字大窄 | 10月1日～4月30日 |
| 五共第27号 | 長崎県五島市富江町 | 12月1日～2月末日 |
| 五共第28号 | 長崎県五島市玉之浦町 | |
| 五共第30号 | 長崎県五島市三井楽町 | |

2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

(1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。

ア 共同漁業権区域及びその外郭線から1海里以内の海面

消費電力の最高限度 3キロワット

イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面

消費電力の最高限度 9キロワット

ウ ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面

消費電力の最高限度 18キロワット

エ 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く五島海区

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

設備できるソケット数の最高限度 59個

同時に使用できる電球数の最高限度 53個

オ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力(kW)の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。

(2) 最大高潮時海岸線から12海里以内を除く五島海区において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。

(3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年11月4日から令和9年11月3日までとする。

別記

つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領

令和4年五島海区漁業調整委員会指示第2号の1.(2)ただし書きに定める取扱いは、次のとおりとする。

1 届出

(1) つりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、様式第1号の届出書により、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ五島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、遊漁船業にあっては、登録業者を届出者とする。

①届出者の住民票

②使用する動力船の船舶検査証書の写し

③用船の場合は船舶使用承諾書（様式第2号）及び印鑑証明書

④その他委員会が必要と認めた書類

(2) 委員会は、前項の届出書を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該届出書の写しを届出者に返送する。

(3) 届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第3号の変更届により委員会に届け出なければならない。

(4) 委員会は、前項の変更届を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該変更届の写しを届出者に返送する。

2 届出一覧表の作成

委員会は、受理した届出書及び変更届の内容について、様式第4号の一覧表を作成し、共同漁業権者の漁業協同組合に通知するものとする。

様式第1号

つりによるいかの採捕届出書

年 月 日

五島海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

下記によりつりによるいかの採捕を行いたいので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 船舶番号
- (3) 総トン数
- (4) 所有者氏名
- (5) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）

2 採捕区域（共同漁業権）

3 採捕予定時期

本届出書及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



※遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。

様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

様

所有者住所
所有者氏名

印

つりによるいかの採捕のため、貴殿が下記の船舶を使用することを承諾します。

記

- 1 船 名 :
- 2 船舶番号 :
- 3 総トン数 :
- 4 使用期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

様式第3号

つりによるいかの採捕変更届

年 月 日

五島海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

年 月 日付けで届け出た、つりによるいかの採捕届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

変更しようとする事項

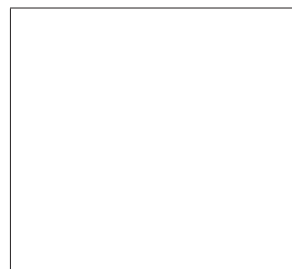
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
| | | |

※添付書類

- ・住所変更にあっては、住民票
- ・使用する動力船の変更にあっては、船舶検査証書の写し
(用船の場合は船舶使用承諾書(様式第2号)及び印鑑証明書も併せて添付)

本変更届及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和4年9月6日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 4長大佐 第 2 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 講義棟解体工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和5年5月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：解体工事
 主要用途：大学（教室等）
 構造：鉄筋コンクリート造 4階（一部鉄骨造 渡り廊下を含む）
 規模：延べ面積 2,124㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和4年3月22日長崎県告示第226号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。
- (10) 本工事は、長崎県「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和3年9月22日3建企第296号）（以下、特例監理技術者に関する通知という）に準じて、要件を満たす場合は建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者という）の配置を可能とする工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 共同企業体の構成員数 | 2 者 | |
| 出 資 比 率 | 最小限度 30 % | |
| 資 格 要 件 | 代 表 構 成 員 | そ の 他 の 構 成 員 |
| 建設業の許可に関する条件 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 |
| 営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件 | 長崎県内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、総合数値が800点以上、かつ、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。 | 長崎県内に主たる営業所有する者で、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。 |
| 年間平均完成工事高 | 建築一式工事において9,000万円以上 | 条件なし |

| | |
|------------------|--|
| 経営事項審査の 審査基準日 | 令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に搭載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。 |
|------------------|--|

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所であり、当該営業所は本店たる営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加者資格者名簿（以下「名簿」という）に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、令和4年12月5日（現場施工着手指定日）からとする（技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる）

| | 代 表 構 成 員 | そ の 他 の 構 成 員 |
|-----------------|---|--|
| 同種工事の施工実績に関する条件 | 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度）から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、500㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。 また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。 | 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度）から公告日までに、元請けとして鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、250㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。 また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。 |
| 配置技術者に関する条件 | 以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。 | 以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。 |
| 国家資格等 | ① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。 ② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者 | ① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者 |
| その他 | ① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に | |

| | |
|--------|--|
| | <p>直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。ただし、特例監理技術者に関する通知の1(1)、(2)の要件を満たす場合に監理技術者を特例監理技術者として配置する期間は、兼務を可とする。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p> |
| その他の条件 | <p>当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。</p> <p>条件なし。</p> |

(注1)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2)「直接かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

| 区分 | 担当内容 | 担当部局 | 電話番号等 | 住所 |
|---------|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 入札・契約担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ | TEL 0956-59-6778 | 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 |
| 工事・技術担当 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | | FAX 0956-47-6941 | |

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ
 - ② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。
 - ③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| 【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法 | 【交付期間】 令和4年9月6日（火）から 令和4年9月21日（水）まで | 入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 |
|-------------------------------------|---|--|

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| 【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所 | 【提出期間】 令和4年9月7日（水）から 令和4年9月21日（水）まで | 3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。 |
| 【質問について】 入札説明書等に関する質問期間及び場所 | 【質問期間】 令和4年9月6日（火）から 令和4年9月22日（木）まで | 3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。 |
| 上記回答期限及び回答方法 | 令和4年9月27日（火）まで | ・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページにて回答 長崎県立大学ホームページ（ http://sun.ac.jp/ ） 画面中の「佐世保校キャンパス整備」専用ボタンから入手すること。 |
| 入札日時及び場所 | 令和4年10月5日（水） 午後14時40分から | 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階 ラーニングコモン |
| 競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所 | 落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内 | 3の入札等担当部局へ持参 |

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を守る条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（3建企第547号 令和4年3月25日）」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先 3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト